

生駒市市民自治検討委員会（第3回）

日 時 平成19年1月23日（火）

午後1時

場 所：生駒市役所大会議室

次 第

- 1 辞令交付及び配付資料確認
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介及び事務局紹介

案 件

- 1 生駒市市民自治検討委員会及び同委員会設置要綱（案）について
- 2 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 3 部会の配属について
- 4 今後の予定について

研 修

「市民自治の必要性と今後の検討方策について」

生駒市市民自治検討委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	備考
1	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
2	中川 幾郎	帝塚山大学法政策学部教授
3	野口 晴利	帝塚山大学心理福祉学部教授
4	中谷 尚敬	生駒市議会
5	小笹 浩樹	生駒市議会
6	李 和子	いこま国際交流協会
7	飯尾 昇	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
8	池田 誠也	生駒市体育協会
9	乾 光男	生駒警察署地域安全推進委員支部長会
10	上田 秀子	生駒市スカウト連絡協議会
11	上埜 作治	生駒市自治連合会
12	奥 陽一	生駒郵便局
13	金谷 守峰	特定非営利活動法人 テイクオフ生駒 21
14	河南 彰	生駒市自主学习グループ連絡会
15	久保 昌城	生駒商工会議所
16	桑原 英雄	生駒市民生委員・児童委員連合会
17	田中 佐登志	連合奈良生駒市地域協議会
18	津田 実	奈良県農業協同組合
19	速水 直文	特定非営利活動法人 奈良ストップ温暖化の会
20	日高 容子	生駒市緑の基本計画推進懇話会
21	前谷 幸一	生駒市校園長会
22	三林 恵子	生駒市保育園保護者連絡会
23	森 博之	生駒警察署
24	安田 まゆみ	生駒市手をつなぐ育成会
25	安原 弘治	生駒市老人クラブ連合会
26	山田 正弘	部落解放同盟奈良県連合会小平尾支部
27	山田 陽子	あゆみの会
28	荒井 尊弘	市民公募
29	安藤 豊	市民公募
30	入口 嘉憲	市民公募
31	首藤 宏樹	市民公募
32	津田 勉	市民公募
33	橋本 亨	市民公募
34	谷本 佳弘	生駒市
35		生駒市 P T A 協議会
36		社団法人 生駒市医師会

生駒市市民自治検討委員会について

【背景】

現在の地方自治体を取り巻く環境は、三位一体の改革の推進や少子・高齢化が急速に進展していく中、財政状況が一段と厳しくなるとともに、ますます多様化、複雑化していく市民ニーズや様々な地域課題について、これまでのように行政だけで対応できる時代ではなくなってきています。

また、地方の財政状況が厳しさを増す一方で、地方分権により地方自治体の裁量や財政面の自由度が高まりつつあり、自己決定、自己責任の下、地域の特性を生かした自主的、自立的な行政運営が可能になり、各自治体における行政運営の手腕が問われる、いわゆる都市間競争の時代を迎えています。

【市民との協働社会の必要性】

高度経済成長期以前においては、身近な地域課題の解決のために、地域住民が自発的に活動し、お互いに助け合う仕組み、地域共同体が残されていましたが、経済の高度成長に伴う核家族化や都市化の進展により、地域的連帯感の希薄化が顕在するとともに、地域課題についての行政依存の増大傾向に対して、行政は右肩上がりの経済に支えられた潤沢な税収により対応してきたところ

です。

しかしながら、今後は上記背景に見られるように、厳しい財政状況に加えて、少子高齢化に伴い、行政サービスの見極めが必要となる中、本市においても、市民と行政がお互いの役割を認識・尊重した上で、パートナーシップ関係を築き、協働によってまちづくりを進めていく必要があることから、市民自治の基本原理を明らかにし、市民と行政の協働のあり方を総合的に示す「市民自治基本構想」の策定に向けた取り組みを進めているところです。

【市民自治検討委員会の目的と役割】

各自治体においては、現在、平成の大合併に伴う合併特例法に基づく地域審議会をはじめ、同法に基づく地域自治区や合併特例区など、新たな地域自治組織によるまちづくり手法に取り組んでいるところでありますが、本市においては、合併等に基づく地域自治組織の枠組みにとらわれることなく、これまでの大都市近郊にありながら緑豊かな住宅都市として発展してきた特性を十分勘案しながら、これからの市民自治のあり方を検討していく必要があります。

これは、本市における市民自治の確立のためには、「基本構想」や「条例」といった「かたち」をつくることを優先するのではなく、市内で活動する各種団体を含む市民をはじめ、行政、議会といった関係者の理解を十分に得るとともに、関係者のネットワークをつくりながら、じっくりと取り組む必要があるというこれまでの議論を踏まえた考え方に基づくものです。

市民自治検討委員会では、こうした本市の状況等に鑑み、市民自治、市民と行政のあり方に関し、だれもが納得できる公明正大なルールをつくり、それを生駒の最高規範とすること、さまざまな立場の市民、学識経験者、行政職員が同じテーブルに着き、対等の立場で議論し、対応策を考える創造的な政策形成の場をつくること、これからの市民自治を担う市民層の掘り起こしとその活性化を図ることを目的に、条例をも視野に入れた市民自治基本構想案の策定、市民への広報と市民意見の取りまとめ、そのための情報共有の場としてタウンミーティングの開催等をその役割としています。

生駒市市民自治検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 本市における市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則等に関する基本構想等（以下「市民自治基本構想等」という。）を検討するため、生駒市市民自治検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、市民自治基本構想等に関する事項について検討し、その結果をとりまとめて市長に提言を行うものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内関係団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 前項第 4 号に掲げる市民の中から委嘱する委員の選考方法等については、別に定める。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する提言を市長に提出する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第 7 条 委員会に必要な応じ部会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

3 部会の会議は、必要な応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(幹事会)

第 8 条 委員会に、委員会運営に関する事項の協議及び部会のとりまとめ等を行うため、幹事会を置き、その構成は委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要な応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会又は部会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、委員長が定める。

附 則

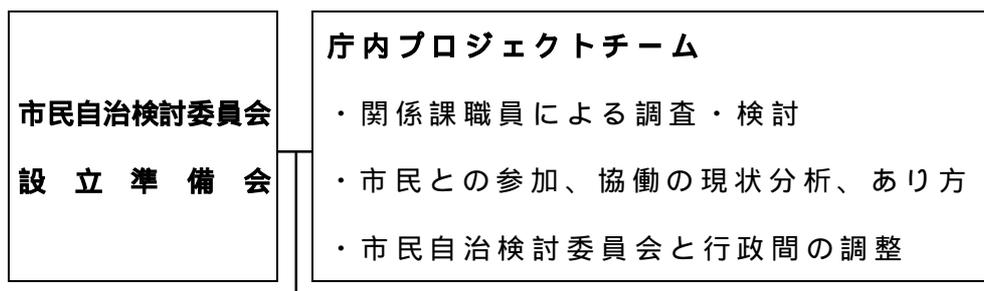
この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

各部会の構成案

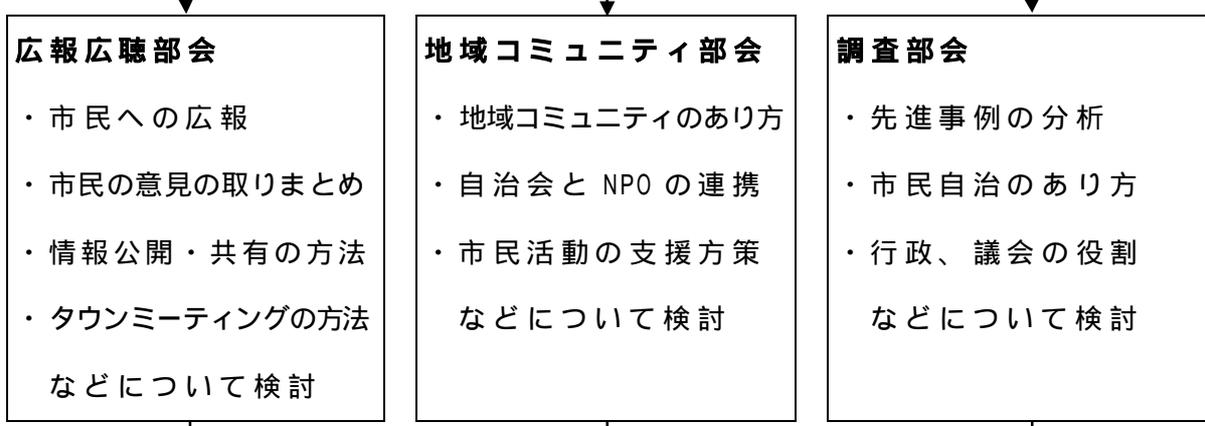
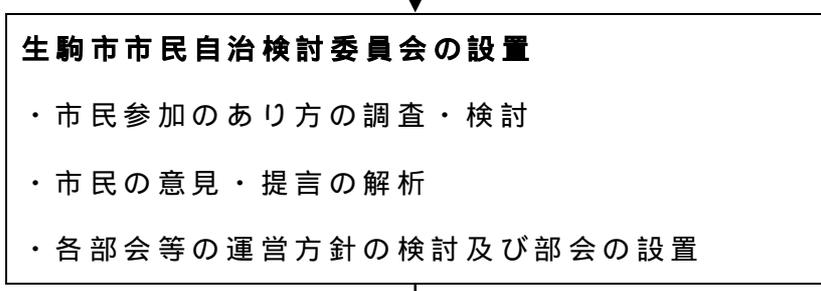
<p>広報広聴部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への広報 ・ 市民の意見の取りまとめ ・ 情報公開・共有の方法 ・ タウンミーティングの方法などについて検討 	<p>地域コミュニティ部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティのあり方 ・ 自治会と NPO の連携 ・ 市民活動の支援方策などについて検討 	<p>調査部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の分析 ・ 市民自治のあり方 ・ 行政、議会の役割などについて検討
野口委員	中川委員	澤井委員
あゆみの会	生駒警察署	生駒市議会
生駒市スカウト連絡協議会	生駒警察署地域安全推進委員支部長会	いこま国際交流協会
生駒市体育協会	生駒市自主学習グループ連絡会	生駒市校園長会
生駒市 P T A 協議会	生駒市自治連合会	生駒商工会議所
生駒市老人クラブ連合会	生駒市手をつなぐ育成会	生駒市民生委員・児童委員連合会
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	生駒市保育園保護者連絡会	社団法人 生駒市医師会
特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会	生駒市緑の基本計画推進懇話会	奈良県農業協同組合
	生駒郵便局	部落解放同盟奈良県連合会小平尾支部
	特定非営利活動法人 テイクオフ生駒 21	連合奈良生駒市地域協議会
		生駒市（行政職員）

市民自治基本構想策定フロー図

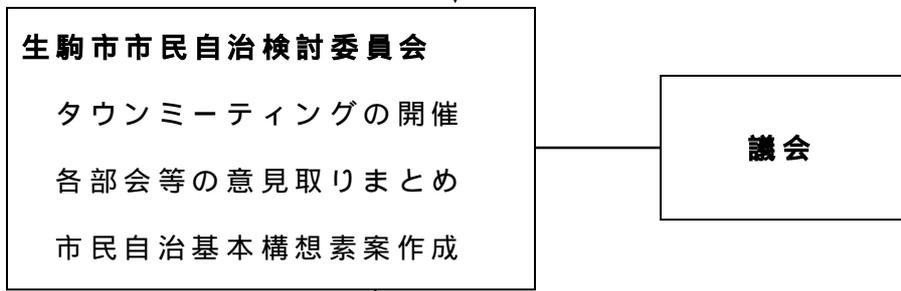
(平成17年度)



(平成18年度後半)



意見提言 (平成19年度中)



提言 (平成19年度)

